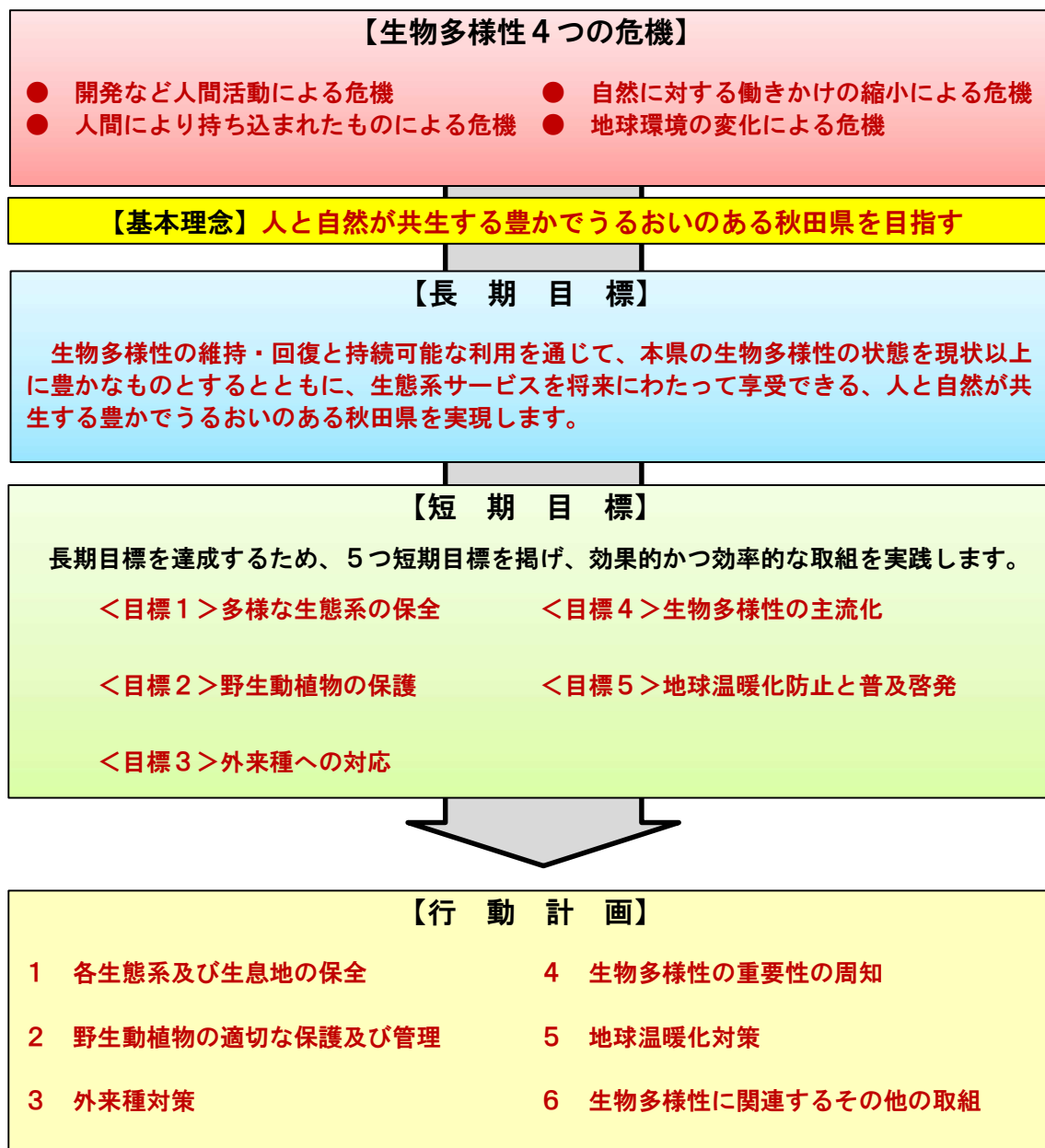


第5章 地域戦略の行動計画

本県の豊かな生物多様性を保全し、次世代に受け継いでいくためには、県民一人ひとりの意識の高まりが重要であり、県民、民間団体、事業者、行政が連携・協力し、これら全ての主体が一体となって、県民運動として活動に取り組んでいくことが不可欠です。

今後、本地域戦略の目標を実現するため、基本理念を踏まえながら他の事業計画との整合性を図りつつ、6つの行動計画を総合的な見地に立って推進します。



1 各生態系及び生息地の保全

人口の減少やライフスタイルの変化に伴い、人と生物との関係性が大きく変化してきています。多様な生物との共存を図るためには、生息地域の保護や生態系に配慮した事業活動を行うなど、総合的な対策が必要となってきます。

そのため、法律や条令などに基づく保全地域の指定や公有地化に向けた取組を推進するとともに、各生態系サービスを持続的に利用できるよう、地域特有の生態系に応じた、生物の生息・生育環境の保全と再生に向けた取組を進めます。

(1) 各保護地域の指定及び管理

○【保護地域の保全等】

国が指定する白神山地自然環境保全地域、秋田県内の各所に点在する県自然環境保全地域や鳥獣保護区を保全するための様々な活動を、関係機関と連携を図りながら進めます。

また、本県をはじめとする各自治体の各機関で様々な調査が行われており、新たに生物多様性にとって重要な地域が確認された場合は各種環境調査などを行い、県自然環境保全地域の新規指定や指定区域の見直し、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種の指定に向けた取組、さらに、鳥獣保護区の拡大・再編などを検討します。

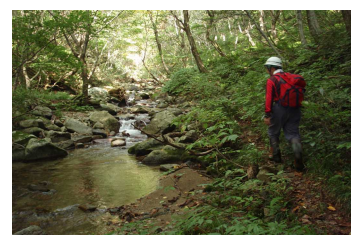


県自然環境保全地域

○【県自然(緑地)環境保護地域の管理】

県自然(緑地)環境保全地域においては、自然環境保全推進員を配置し、定期的な巡視活動を継続するとともに、立入者などに対して自然保護上必要な助言を行います。

また、老朽化した案内板や標柱などの整備を計画的に実施します。



自然環境保全推進員による巡視

○【鳥獣保護区等の管理】

鳥獣保護区などにおいては、全県に配置した鳥獣保護巡視員が、鳥獣の保護及び狩猟に関する状況調査・巡視活動を行うほか、鳥獣関係の調査、地域住民及び狩猟者への助言などを行います。



鳥獣保護区・特別保護地区

○【自然公園の管理】

本県の優れた自然地の中核をなす国立・国定公園や県立自然公園においては、保全対象に応じた規制に基づき、各種行為に対して適切な指導を行うとともに、施設や設備の維持管理を行います。さらに、自然公園管理員を配置し、自然公園内における高山植物の盗採防止に向けた啓発や利用者に対する助言などを行います。



自然公園管理員による巡視

また、公園の保護及び利用のための規制又は施設に関する公園計画を定め、計画に基づいた風致景観及び自然環境の保全と適正な公園利用の普及に努めます。

このほか、自然公園は主に山岳部や海岸部に位置するため、県と市町村とが協力し、地元清掃団の活動を支援し、自然公園内における美化清掃活動の強化を図ります。

一方、国立公園においては、管理主体である環境省との連携を継続するとともに、長期にわたって保全活動を継続しているパークボランティア組織との連携強化を図ります。

（２）主要な生態系及び生息地の保全

○【森林生態系の保全】

本県の自然条件に合ったブナ、ミズナラ、スギなどからなる生態系や生物多様性の確保に配慮した森林づくりを進めるため、在来樹種の植栽やスギとの混交林化、適切な除・間伐などによる森林の整備を図るほか、松くい虫被害やナラ枯れ被害の防止対策を推進します。



ナラ枯れ防止の普及啓発活動

本県の木材産業の重要な基盤であるスギ人工林については、木材生産の場としてはもちろん、生物多様性の保全、水源のかん養などの観点からも間伐の推進や伐採跡地の適切な更新を図ります。さらに、地球温暖化防止対策として木質バイオマスの利活用を図ります。

また、法令や規則が適用される地域での開発行為については、その運用に基づき適切に行われるよう指導します。

野生生物の移動経路となっている尾根や沢など、生物多様性の確保を図るべき箇所は将来的に自然林として保全するほか、開発などにより失われた天然林などの再生や重要な里山を保全・再生するため、「水と緑の森づくり税」を活用した森の再生化に取り組みます。さらに、鳥海山麓や白神山地をはじめ、各地域で実施される植樹活動や森林の再生に向けたボランティア活動、都市との交流・連携活動を積極的に支援します。

このほか、北秋田市の森吉山では、自然再生推進法に基づき、過去の開発で失われた広葉樹林を再生し、天然記念物クマゲラをはじめとした多種多様な動植物の生息・生育

環境の保全を図るため、2006年(平成18年)から植栽を主体とした「森吉山麓高原自然再生事業」を開始しており、今後もその取組を継続します。

その取組の一環として、2020年(令和2年)に約5haの森林生態系長期大規模モニタリングサイトを森吉山麓高原のブナ林内に設置しました。そこでは、本県の基本植生であるブナ林の現状やその動態を記録し、気候変動や大気汚染の影響、生物種の変化などの把握を目的とした、森林生態系の監視に取り組み始めており、長期にわたり調査を継続することとしています。

コラム 14

秋田県水と緑の森づくり税

本県では、2002年(平成14年)に、「秋田県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」(愛称：水と緑の条例)を制定し、本条例の趣旨の実現を図るため、「秋田県水と緑の基本計画」を策定しました。さらに、豊かな水と緑を県民との協働で保全・創造し、次世代に引き継いでいくため、2008年(平成20年)に「秋田県水と緑の森づくり税」を創設しました。

この水と緑の森づくり税を活用し、森林所有者や林業関係者による森づくりに加え、森林環境や公益性を重視した森づくりや県民参加の森づくりを推進しています。

あきた森づくり活動サポートセンターの取組

本県では、秋田県水と緑の森づくり税の趣旨である「県民参加の森づくり」を推進するため、森林ボランティア活動を総合的にサポートするワンストップ窓口「あきた森づくり活動サポートセンター」を平成25年7月1日に設置しました。

県民が森づくり活動に気軽に参加できるようサポートしています。

- 森林ボランティア育成のための研修会などの開催
- 森づくり活動の指導者派遣
- 森づくり税事業の補助申請などに係るサポート
- 森林ボランティアネットワークWEBサイトの開設・運営
(<http://www.forest-akita.jp/>)



○【里地里山生態系の保全】

里地里山において、ため池、農地、用排水路、林道などの農林業生産基盤の整備を行う場合は、計画段階から地域住民の参画を求めつつ、生育する野生動植物の生息・生育環境を確保するなど、生物多様性に配慮した事業の推進を図ります。

また、集落周辺においては、ツキノワグマなどの野生動物の出没が増加していますので、人間と野生鳥獣とが適切に共存していくため、棲み分けをする必要があります。下草の刈り払いなどによって集落周辺の見通しを良くし、野生鳥獣が出没しづらい「緩衝地帯」を整備するなどの対策を通じ、人身被害や農作物被害の軽減を図ります。

さらに、里山地帯には、主にススキ草地などの二次草原も点在していますが、このような場所に近年は風力発電施設や太陽光発電施設の設置が増えています。開発事業者に対しては、計画段階から希少野生生物の分布域や生物多様性にとって重要な地域に配慮するよう要請するほか、適切な環境影響評価の実施を求めます。

このほか、県では住民が主体となって優れた景観を維持管理していることに加え、自然・文化・歴史・人など多様な地域資源を活用し、環境保全・交流活動などに取り組んでいる地域を、2015年(平成27年)から「守りたい秋田の里地里山50」として認定しており、これらの地域への支援を継続します。さらに、里山の自然と触れ合い、自然がもたらす恩恵について学習する機会を提供するために整備された「環境と文化のむら(五城目町)」において、他地区のモデルとなるような自然体験や環境教育活動を展開し、県民の里山に関する意識の醸成を図ります。



緩衝地帯整備前(湯沢市)



緩衝地帯整備後(湯沢市)

コラム 15

秋田の里地里山を守り継ぐプロジェクト事業(その1)

県では「守りたい秋田の里地里山50」に認定された地域において「地域外の人たちの手も借りて、ふるさとの風景を守っていききたい」などの声に応え、オーナー制、農作業体験などを通じた交流拡大のための取組や、地域活性化に取り組む団体と地域住民が協働して行う活動などを支援します。

本事業がスタートしてから2019年(令和元年)までに49地域を認定しています。2020年度(令和2年度)は新たに2地域を認定しており、今後も募集を行っていくことにしています。

コラム 16

秋田の里地里山を守り継ぐプロジェクト事業(その2)

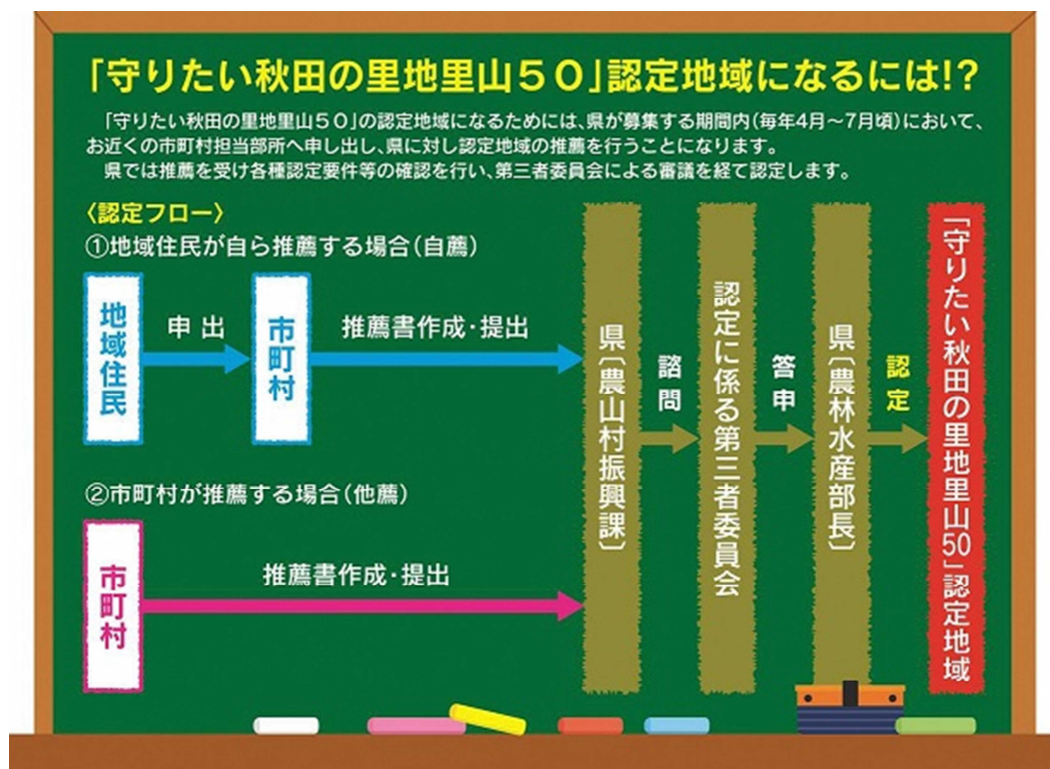
◆小割沢（鹿角市）

本地域は三方を山に囲まれ、標高も300mと高く、年間を通じて冷涼な気候です。積雪も多く典型的な山間地ですが、棚田の手入れが行き届いており素晴らしい景観が保たれています。秋田看護福祉大学の里地里山サポーターと協働で、稲刈り体験などを行っています。



◆安全寺（男鹿市）

男鹿三山(真山、本山、毛無山)を背景に、なまはげ大橋から見下ろす田園風景が美しい地域です。また地域では、ナマハゲ行事も継承されています。棚田オーナーや一般の参加者とともに「田植え&かかし作り体験」や「稲刈り&サツマイモ掘り体験」などを行っています。



○【河川・湖沼生態系の保全】

本県の河川・湖沼における生態系と良好な水質を維持するため、関連する整備計画を策定するにあたっては、事前に自然環境調査を十分に行うとともに、その結果を踏まえ、周辺の生態系への影響を軽減するなど、生物多様性に配慮した適切な事業を実施します。



生態系に配慮した河川(秋田市)

また、水質汚濁防止法や秋田県公害防止条例に基づき、公共用水域の水質監視、工場・事業場の排水の監視指導を行います。

このほか、長期にわたり環境基準が未達成となっている八郎湖については、湖沼水質保全特別措置法に基づく指定湖沼に指定されたことから「八郎湖に係る湖沼水質保全計画」を策定しています。今後も本計画に基づき、関係機関と連携しながら、更なる水質保全対策を推進します。

コラム17

八郎湖に係る湖沼水質保全計画

本県の八郎湖は、主に東部流域から流入する中小20あまりの河川を水源とし、その湖水は、干拓事業により船越水道に設置された防潮水門で日本海と遮断されて淡水化し、大潟村をはじめとする隣接市町の農業用水として利用されています。



八郎湖全景

湖内では、ワカサギやシラウオを主な魚種とする漁業が営まれているほか、一帯は秋から春にかけてハクチョウ類やガン類などが飛来し、貴重な鳥類、魚類、昆虫類が生息しています。

しかし、干拓事業完了後、徐々に湖の富栄養化が進行してきた結果、アオコが異常発生するなどの水質汚濁の問題が顕在化したことから、その対策を講じるため、2007年度(平成19年度)に「八郎湖に係る湖沼水質保全計画(第1期)」、2013年度(平成25年度)に保全計画の第2期を策定、令和元年度には第3期を策定し、第1期で造成した湖岸植生帯(消波工36箇所)の適切な維持管理及び構造変更を実施することにより植生の回復を促進させ、生態系の保全などを図っています。

また、植生の回復、維持管理などを地域住民と協働して行うことにより、地域住民の生態系保全や水質改善に向けた意識啓発を図るとともに、地域住民が湖と触れ合う拠点とするための活用方法を探っています。

○【沿岸域生態系の保全】

本県の沿岸域における生態系を良好な環境に保つため、多様な環境保全機能を有する藻場や砂浜などにおける水質浄化機能や多様な生物の生息環境を維持する「水産多面的機能発揮対策」を推進します。

また、海岸、港湾、漁港の重点区域などにおいて、海岸漂着物等(海岸に打ち上げられたごみや漂流ごみなど)を回収・処理するなどの対策を行います。具体的には、海岸漂着物等の回収・処理を行う地域住民、民間団体、市町村などにおける適切な役割分担と連携が図られるよう努めます。さらに、海岸漂着物等の発生抑制を目的として、各種イベントの開催等の際に、内陸で発生したゴミが川を通じて海へ流出し、生態系を含めた海洋環境の悪化や景観を損なう一因となっていることに関する普及啓発活動を強化します。



海岸清掃活動(秋田市)

○【耕地生態系の保全】

本県の高齢化の進行や担い手不足による耕作放棄地の増加などにより、これまで身近に見ることができた生物が減少してきた一方で、ニホンジカやイノシシの分布域が拡大しており、農林業への鳥獣被害が深刻になっています。併せて、病害虫の発生リスクも増大することから、耕作放棄地の減少に向けた取組の支援や農地に隣接した周辺環境の整備など、被害の広域化・深刻化に対応した対策を推進します。

また、水田や水路、ため池などの水辺環境は生態系ネットワークを形成しており、多くの生物が生息・生育していることから、農業を行うことを通して、生物多様性の保全が継続できるよう各種支援を行います。



生態系に配慮した水路(由利本荘市)



環境に配慮したため池(三種町)

○【都市生態系の保全】

自然と人とが共生できる社会の構築の一環として、緑が身近に感じられる、快適な都市環境を確保・創出します。都市河川においては、従来の洪水氾濫防止機能の向上を図るほか、生物の生息・生育環境、地域の景観等へ配慮した「多自然川づくり」などの事業を実施し、良好な環境の保全と創出に努めます。



遊歩道の整備(にかほ市)

また、都市周辺の森林については、保健休養機能をはじめ、国土保全機能、水源かん養機能などの公益的機能を総合的に発揮することができるよう整備を図るほか、自然と触れ合うことができる里山林の基盤を整備し、森林環境教育や森林体験活動の場としての活用を図ります。

なお、都市公園や街路樹の整備にあたっては、可能な限り郷土産樹種の使用などについて指導します。

○【景観の保全】

本県の豊かな自然に恵まれた景観やのどかな風景を守り、心のなごむ県土を将来に引き継ぐために「秋田県の景観を守る条例」や「秋田県屋外広告物条例」に基づいた規制や指導を行い、地域の特性に応じた良好な景観の保全・創出を推進します。

また、本県の優れた景観の代表地である自然公園においては、自然公園の方針に基づいて適切な管理を行うとともに、良好な利用と環境の保全・創出に努めます。

○【歴史的・文化的遺産の保全】

地域住民が日頃大切にし、郷土の誇りとしている由緒ある史跡や建造物、町並みなどを保存し、ふるさとの優れた歴史的・文化的遺産として、次の世代に継承していくため「文化財保護法」や「秋田県文化財保護条例」に基づいて、文化財の指定や保護を進めます。

これらの対応により、様々な信仰や文化の象徴である文化財保護とともに、周辺地域の自然環境の保全や生物多様性の維持に資するものと考えられます。

また、これら文化財を心豊かな生活を求める県民の触れ合いの場、郷土学習の場として活用できるよう歴史的環境の整備を行うとともに、周辺一帯の自然環境や生物多様性の保全に配慮します。



雲巖寺山門の修復(仙北市)



天徳寺の修復(秋田市)

(3) 生物多様性に配慮した産業活動

○【農業】

農地整備にあたっては、食料の生産機能の拡充に加え、自然界の循環機能を活かすため、生物多様性の保全をより重視した生産環境の整備を目指します。そのため、農業農村整備事業計画を進める際は、整備計画地域の現地調査を十分に行った上で、市町村が

策定する「田園環境整備マスタープラン」の方針との整合性を図りながら、生態系・親水性・景観に配慮した工法等を採用します。

具体的には、整備区域内で確認された動植物への配慮として、生息や移動が可能な水路・ため池などの整備や区域外への避難・移植のほか、泥水が河川へ流出しないよう沈砂池を設けるなど、工事期間中においても地域環境や景観及び生態系に配慮します。

なお、圃場整備区域内で確認された希少淡水魚などについては、各地域の生息環境に配慮した整備を行うとともに、地元の保全活動や小学校などの環境教育への支援を行います。



地元小学生の生態系調査(大仙市)

コラム 18

「多面的機能支払交付金」の活用による共同活動

近年の農村地域の過疎化、高齢化などに伴う集落機能の低下に伴い、農用地、水路、農道等の多面的機能の発揮に支障が生じてきました。そのため、国では農業・農村の有する地域資源の適切な保全管理を推進する「多面的機能支払交付金」制度を設けており、農業者及びその他の者(地域住民・団体など)で構成される活動組織を支援しています。

県内には約1,000の活動組織があり、農業者や自治会などが一緒になり、地域ぐるみで農地や水を守る共同活動を行っています。各組織からは「農業者以外の方も含め地域住民の交流機会が増え、集落の結びつきが強くなった」、「地域が綺麗になり農村の環境保全への意識が高まった」などの声が多く聞かれています。

なお、多面的機能支払交付金は、「農地維持支払交付金」と「資質向上支払交付金」から構成されておりますが、詳細は県ホームページに掲載されている「多面的機能支払交付金制度」をご覧ください。



景観形成のための植えつけ(横手市)

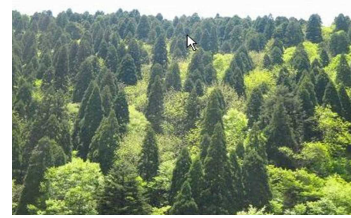


排水路の草刈(三種町)



○【林業】

本県では、1969年(昭和44年)から1975年(昭和50年)にかけて実施された1万ha造林の施行地が50年を経過し、民有林のスギ人工林では全体の約4割が伐期に到達しています。



広葉樹と針葉樹の混交林

したがって、今後も生物多様性の保全、水源かん養、地球温暖化防止など、森林の有する多面的機能が持続的に発揮できるようにするため、「伐採・利用・再造林」という循環型林業を推進するとともに、間伐、複層林や天然林施業、保安林の計画的な整備、広葉樹林への誘導、森林病虫害対策を行うなど、適正な森林施業の促進を図ります。

また、県内の主要産業の一つとして位置付けられている木材加工産業においては、生物多様性の保全に配慮した各種森林認証制度との連携強化を図ります。

このほか、県内の森林生態系の約半分を占める国有林においては、保護林及び緑の回廊の適切な保全・管理を行うとともに、溪畔周辺に本来成立すべき植生を保全するため、上流から下流までの連続性の確保に配慮した施業を行うよう調整を図ります。

なお、令和元年度から開始された森林環境譲与税については、市町村が主体となって行う森林経営管理制度の推進、人材育成や担い手対策、市町村職員を対象とした研修の実施などに活用されますが、その取組が円滑に推進されるよう支援します。

コラム 19

森林・林業・木材産業とSDGsとの関係

林野庁がまとめた令和元年度の森林・林業白書では、SDGsとの関係性に触れており、森林は土壌を保全し(目標15)、水を育み(目標6)、炭素を貯蔵する(目標13)仕組みとなっているほか、森林の持続可能な経営、森林空間の利用、木材の生産・加工・流通などもSDGs(目標2~9, 11~15, 17)と深く関わっていると記述しています。詳細は林野庁ホームページをご覧ください。



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT GOALS

○【漁業】

漁港の整備においては、防波堤などの施設の設計に際して外海水交流を促進し、港内の水質を保全する構造や、埋め立てなどにより失われる藻場の機能を回復し、漁場への影響を最小限にする自然と調和した漁港づくりに取り組みます。さらに、沿岸域における海洋の水質を保全するための汚染負荷の流入防止、健全な生態系及び良好な景観の維持・回復に向けた整備を進めます。

また、漁業については、沿岸域の生物多様性と良好な海洋環境の保全に配慮したハタハタなどの「資源管理型漁業」を推進するとともに、豊かな漁場を将来にわたって持続的に維持するため、漂流ごみなどを回収する漁業関係者を支援します。

このほか、河川域における整備計画の策定にあたっては、事前に自然環境調査を十分に行うとともに、その結果を踏まえた適切な計画に基づき事業を実施します。具体的には、魚類の遡上が可能な工作物の設置や現状地形を生かした河道整備、護岸の緑化、魚介類の生息・産卵や植物の復元が可能な水辺空間の創出、瀬や淵の保全・回復など、地域の生態系や自然環境に配慮した工法を導入します。



藻場の造成工事(八峰町)



造成後の藻場(八峰町)

(4) 適切な環境影響評価の実施

本県において一定の規模以上の各種開発行為を行う場合は、「環境影響評価法」及び「秋田県環境影響評価条例」に基づき環境アセスメントを実施することになります。現在、県内各地で風力発電所、地熱発電所、ダム建設などが行われていますが、風力発電所においては、猛禽類をはじめとする鳥類が風力発電施設のブレードに衝突して死亡する事故（バードストライク）が全国的に発生しています。



仁賀保高原の風力発電(にかほ市)

今後、風力発電施設の設置が増える中で、野鳥をはじめとする生物全般の生息環境に極力影響を与えることがないよう、開発事業者に対しては、適切な環境影響評価の実施を求めます。さらに、地域住民、研究者、自然保護団体などの利害関係者間との協議、積極的な情報交換・公開を行い、地域との合意形成を図るよう要請することにより、生物多様性の確保が図られるよう努めます。

2 野生動植物の適切な保護及び管理

本県は多様な生物相に恵まれています。存続が脅かされている種も存在します。県内の生物多様性の保全を図るためには、最低限これら生物の絶滅を人為的に回避する必要があります。

また、私たちの暮らしは、多様な動植物が関わり合いながら形成される、生物多様性の恵みによって支えられていますので、これらの希少種に着目するだけではなく、本県に生息する一般的な種を含めた、生物相全体を保全することを意識した取組が必要です。

一方で、農作物被害や生活関連被害の発生など、一部の動物種と人間の間であつれきが生じているほか、外来種による生態系のかく乱も懸念されています。こうした動植物を適切に管理しながら、県民の安全・安心な生活と生物多様性の保全を両立させる取組を強化します。

(1) 絶滅の危険性のある種の保護

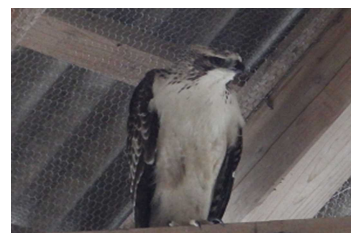
一生物種の絶滅は、種レベルの多様性を減少させるだけではなく、当該種が生態系の重要な要素となっていた場合は、生態系そのものを崩壊させる危険性がありますので、最低限、これら重要種を人為的に絶滅させることがないように、自然環境保全地域や鳥獣保護区などの保護地域の指定、国内希少野生動植物種の指定についての検討を行い、種の保存に向けた取組を推進します。

また、公共工事予定地などにおいて、希少な動植物の生息・生育が確認された場合には、計画段階からその生息・生育環境の保全に配慮します。このほか、学術上価値の高い野生動植物種については、県天然記念物などに指定することも検討します。さらに、国が「種の保存法」に基づき指定している国内希少野生動植物種については、環境省と連携・協力しながら、その重要性や規制に関する普及啓発に努めます。

(2) 野生鳥獣の保護管理

○【野生鳥獣の保護】

本県に生息する野生鳥獣の保護管理のため、鳥獣保護管理事業計画を策定し、鳥獣保護思想の普及啓発、鳥獣保護区等の指定、鳥獣の分布調査、鳥獣保護巡視員の配置を行うとともに、鳥獣保護センターにおける傷病鳥獣の保護活動を継続するなど、適切な保護及び管理対策を行います。



収容されたクマタカ(鳥獣保護センター)

○【鳥獣保護区等の指定及び再編等】

鳥獣の保護繁殖を図るため、県が指定している鳥獣保護区は、令和3年3月現在、162か所(115,806ha)、特別保護地区は33か所(7,506ha)ですが、新規指定や再編が必要な状況と認められた場合は、最新のデータなどにに基づき、関係機関と調整を図った上で必要な見直しを行います。

(3) 特定鳥獣管理計画に基づく保護管理

○【ニホンカモシカの保護管理】

ニホンカモシカは県内全域に広く分布しており、文化財保護法により特別天然記念物に指定されていますが、農林業被害の発生が続いています。

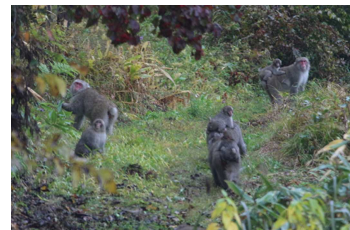


ニホンカモシカ

本県では、各地域個体群を安定的に維持しつつ、農林業被害の軽減を図るため、秋田県第二種特定鳥獣管理計画を策定しており、人とカモシカとの共存に向けて適切な保護管理対策を講じます。なお、県版レッドデータブック2020年版では「留意種」に選定されています。

○【ニホンザルの保護管理】

ニホンザルは白神山地とその山麓部に比較的大きな集団が生息しており、近年では大館市比内地区でも地域個体群の定着が見られます。これらの分布域の中で、特に白神山地周辺部の能代・山本地域において農林業被害が多発しています。



ニホンザル

本県では、各地域個体群を安定的に維持しつつ、農林業被害の軽減を図るため、秋田県第二種特定鳥獣管理計画を策定しており、人とサルとの共存に向けて、適切な保護管理対策を講じます。なお、県版レッドデータブック2020年版では「継続観測種」に選定されています。

○【ツキノワグマの保護管理】

ツキノワグマは大湯村を除く県内のほぼ全域に分布しており、依然として人身・農林業被害が発生しています。

本県では、地域個体群の長期にわたる安定的な維持に配慮しつつ、人身被害の防止や農林業被害の軽減を図るため、秋田県第二種特定鳥獣管理計画を策定しており、人とクマとの共存に向けて適切な保護管理対策を講じます。

また、適正な保護管理を推進する上で必要不可欠な生息動向をモニタリングするため、直接観察法による調査を継続します。なお、県版レッドデータブック2020年版では「継続観測種」に選定されています。



ツキノワグマ(環境省提供)

コラム 20

ツキノワグマ被害対策支援センターの取組

県では令和2年7月1日、県内におけるツキノワグマ被害対策の一層の充実を図るため、生活環境部自然保護課内に「ツキノワグマ被害対策支援センター」を設置しました。

センターには、ツキノワグマに関する専門的知見を有する職員を配置するとともに、市町村の鳥獣被害対策担当者等とのホットラインを開設し、必要な時に迅速かつ的確な助言等を行うことができる体制を整備しています。

また、研修や現地指導を通じて被害対策を担う地域の人材を育成し、現場検証などを踏まえた被害対策などの普及啓発にも取り組んでいます。

本県はクマによる人身事故の多い県ですが、秋田のクマが特別凶暴ということではありません。山が豊かで深く、クマが多く生息していることや山菜採り文化が根強いことから事故が多いものと考えられます。実際に、春の山菜採り、秋のきのこ採りの時期に事故が多いことが判明しています。

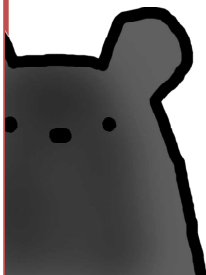
事故を防ぐには、その原因を探り、予防策を考えることが欠かせません。クマが人を積極的に襲ったのか、クマ自身の防衛のために襲ったのかを見極めることが重要です。後者の場合は同じクマによる事故がめったに続くことはありませんが、前者の場合はそのクマ

を駆除しなければ、第2、第3の事故が発生する危険性が高くなります。

センターでは事故発生時に現場検証を行い、検証できた内容を県のホームページに掲載するなど、情報提供も行っています。

※ツキノワグマ被害対策支援センター（秋田県生活環境部自然保護課内）

TEL：018-860-1613



○【ニホンジカの対策】

県版レッドデータブック2002年版では、本県においてニホンジカは絶滅種に選定されていましたが、近年、県内の各地で毎年80頭から90頭が目撃されており、他県から侵入したものと考えられます。

既にニホンジカによる農林業被害が発生していることから、秋田県第二種特定鳥獣管理計画に基づき、個体数の増加及び生息域の拡大を抑制するなどの管理対策を講じます。

また、県版レッドデータブック2020年版では「継続観測種」に選定されていますが、農林業被害に加えて、過剰な採食により森林内の下層植生が衰退するなど、森の生態系にも悪影響を与えるおそれが高いことから、ニホンザルやツキノワグマとは異なり、狩猟及び有害鳥獣捕獲等による積極的な捕獲を推進します。



ニホンジカ

○【イノシシの対策】

本県には生息していなかったイノシシが、近年、県内ほぼ全域で目撃されるようになりました。東北地方南部から北部への侵入が確認されています。

既にイノシシによる農林業被害が発生していることから、秋田県第二種特定鳥獣管理計画に基づき、個体数の増加及び生息域の拡大を抑制するなどの管理対策を講じます。

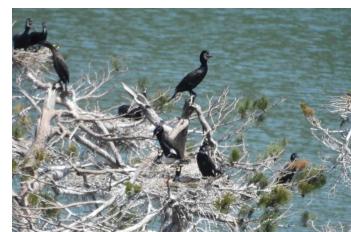
また、県版レッドデータブック2020年版では「継続観測種」に選定されていますが、イノシシの生息地は里地近くの山林であると考えられており、人間の活動領域と重複しますので、ニホンジカ同様に狩猟及び有害鳥獣捕獲などによる積極的な捕獲を推進します。



イノシシ

○【カワウの対策】

カワウは季節毎に県域を越えて広範囲に移動しますが、本県においても2008年(平成20年)頃からまとまった数の飛来が確認され、近年では子吉川水系でもカワウの飛来情報があります。カワウは集団で行動し、放流したアユの稚魚などを大量に捕食するため、定着しないように対策を講じる必要があります。



カワウ(秋田水生生物保全協会)

そのため、生息数や被害状況の調査を行ったうえで、秋田県第二種特定鳥獣管理計画の策定に向けて、関係機関との連携を図りながら調整を進めます。

(4) 県版レッドリストの改訂

レッドリストとは、専門家で構成される検討委員会において、生物学的観点から個々の種の絶滅の危険性を科学的・客観的に評価したものをリストにまとめたものです。レッドリストに選定されている種の捕獲・採取を禁止するものではありませんが、絶滅する危険性のある野生動植物の現状などを明らかにすることにより、多くの人々が生態や生息・生育環境に関心を持ち、結果としてその保護・保全につながることを期待して作成されています。

また、希少な動植物の保護や生物多様性の保全対策、各種の環境調査などを行う際の基礎資料としても活用されています。

しかしながら、野生生物の生息・生育環境は常に変化しており、その評価を定期的に見直すことが求められていますので、必要に応じて定期的な見直しを検討するとともに、一部改訂を行うこととしています。なお、国やIUCN(国際自然保護連合)のレッドリストについては、次のホームページで確認することができます。

※環境省レッドリスト (<https://ikilog.biodic.go.jp/Rdb/booklisth>)

※IUCNレッドリスト (<https://www.iucn.redlist.org>)

コラム 21

県版レッドデータブックの発行

レッドリストに選定された野生動植物の分布状況、生育環境、絶滅危機の要因、保全対策などをまとめて編さんした本がレッドデータブックになります。県では「ふるさと秋田元気創造プラン」や「秋田県環境基本計画」において、レッドデータブックの改訂を重要なプロジェクトとして位置づけ、2009年(平成21年)から専門家による検討委員会を設置し、2002年(平成14年)に発行した「県版レッドデータブック2002動物編・植物編」の改訂作業を進めてきました。



県版レッドデータブック

2020(令和元年)の2020動物Ⅱの発行をもって一連の改訂作業は一旦終了しましたが、今後必要に応じてレッドリストの改訂を行い、県のホームページで公開します。

※<https://www.pref.akita.lg.jp>

○県版レッドデータブック2009【蘚苔類・地衣類】

○県版レッドデータブック2014【維管束植物】

○県版レッドデータブック2016動物Ⅰ【鳥類・爬虫類・両生類・淡水魚類・陸産貝類】

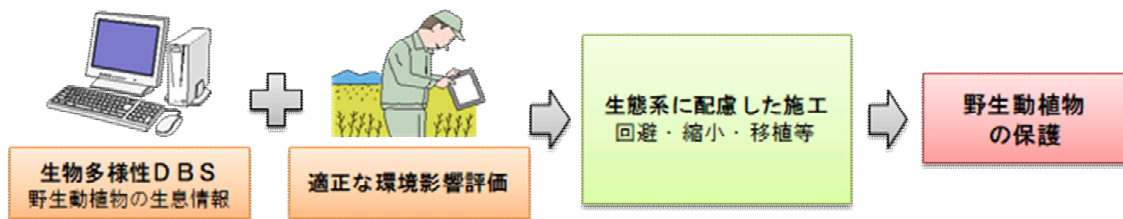
○県版レッドデータブック2020動物Ⅱ【哺乳類・昆虫類】

(5) 秋田県生物多様性データバンクシステムの整備

秋田県生物多様性データバンクシステム(以下「生物多様性DBS」)は、本県の野生動植物の分布情報と地図情報をリンクさせて閲覧できるデータベースで、県自然保護課で管理しています。生息情報を把握したい場所を指定すると、過去の環境調査などで確認された動植物の生息情報を確認できます。これらの情報は、公共事業などの行為地での野生動植物の生息・生育状況を事前に把握し、自然環境に配慮した施工や影響回避対策(行為地の変更、規模の縮小、移植等)を行うために活用しています。

今後も希少な動植物の絶滅を回避するために、本システムを有効に活用するとともに、定期的にデータ更新や整備を行います。

また、将来的には県の関係部署や試験研究機関などでも生物多様性DBSが閲覧できるよう、共有化の可能性について検討します。さらに、これらの情報は、生物多様性の保全を広域的に展開するという観点から、隣接する4県を中心に他の自治体や国などの機関にも積極的に提供します。



3 外来種対策

外来種は、類似した環境に生息する在来種との競合、他の生物の捕食、農業被害や人的被害、本県に生息・生育する在来種との遺伝的攪乱など、さまざまな悪影響を及ぼします。

こうした外来種の被害を未然に防止するため、外来種の情報を広く県民に発信するとともに、関係機関と連携を図りながら防除などの対策に取り組みます。

また、県民の間にも外来種がもたらすリスクに対する危機意識が十分には浸透していないことから、ペットや鑑賞用として持ち込まれた外国産動植物の野生化を防止するため、県のホームページによりペットなどの適切な飼育・管理の徹底を働きかけるための普及啓発に努めます。さらに、オオクチバスなどの外来魚の拡散を防止するため、関係機関と連携を図りながら積極的な駆除作業に努めるほか、当該種の放流やリリース禁止措置の啓発活動の強化を図ります。



NPOによるオオクチバスの駆除活動

(秋田水生生物保全協会)

このほか、北アメリカ原産で鑑賞用に導入されたオオハンゴンソウやオオキンケイギクは、国の特定外来生物に指定されていますが、本県においても分布が拡大しており、貴重な在来種の生息地が奪われており、これらの分布拡大を防止するための普及啓発に取り組めます。同じく北アメリカ原産のニセアカシアは、緑化木として導入され広く利用されてきたものが野生化し、国の産業管理外来種に指定されています。ニセアカシアは県内各地の道路の法面、河川区域内や海岸域などで繁殖しており、本県に生育している在来植物と競合することによる生態系への悪影響が確認されているため、環境省や河川管理者である国土交通省と連携を図りながら、分布域の拡大防止対策に取り組めます。

コラム 22

在来植物に悪影響を及ぼす植物（その2）

ニセアカシアは、1873年（明治6年）に街路樹や公園樹、砂防・土止め用として導入されました。成長が非常に早く痩せた土地でも育つことから、緑化資材として重宝されました。また、食用としても有用で、花からは上質な蜂蜜が採れます。

一方で、日本の自然環境に定着したニセアカシアは、外来種として多くの問題を発生させています。ニセアカシアの生命力と繁殖力は非常に強く、在来種や希少種の生育を妨害し、周辺の植生を独自の構成に変えてしまうほどです。近年ではクロマツやアカマツなどのマツ林、ヤナギ林が減少し、海岸域や溪畔域の景観構造を大きく改変させていることが確認されています。

これらの悪影響を危惧し、国は「産業管理外来種」に指定しています。今後、本県においてさらなる分布の拡大が懸念されることから、将来的には関係機関と連携した、抜本的な対策を講じる必要があります。



ニセアカシアの花



マツ林の林床に広がる様子



海岸マツ林で成長した様子



水平根から根萌芽を発生

【外来種被害予防三原則】

- 1 悪影響を及ぼすおそれのある外来種を「**入れない！**」
- 2 飼養・栽培している外来種を「**捨てない！**」
- 3 既に野外にいる外来種を「**拡げない！**」

4 生物多様性の重要性の周知

「生物多様性」という言葉そのものが、県民には十分に浸透していません。より多くの県民に、より早い段階で生物多様性の意味とその保全の重要性を認識していただき、個人レベルでの取組、地域レベルでの取組、さらには社会全体における取組につなげるため、各主体と連携・協力しながら、県民に対するその重要性の周知に努めます。

(1) 生物多様性の保全に関する普及啓発活動

生物多様性の保全を図るためには、生物多様性に対する県民一人ひとりの理解と協力が不可欠です。「生物多様性の主流化」を浸透させるため、環境と文化のむら等の県有施設の活用、県のホームページなどにおいて、希少種保護や外来種対策に関する情報提供、身近な生物や地域固有の生物の紹介、各種保全活動を支援する助成制度、自然を体感するイベントなどの開催情報、民間団体で行っている活動や企業で取り組んでいる事業紹介など、生物多様性の保全活動に役立つ情報発信に取り組みます。



県有施設の活用(愛鳥山荘)

また、生物多様性に関するパンフレットなどを作成し、学校等の教育機関や関係機関へ配布するなど、生物多様性に関する理解促進に努めます。

(2) モニタリング調査・研究

環境省では「モニタリングサイト1000」事業により、全国の約1,000か所で基礎的な環境調査を行い情報収集をしています。県内でも16か所で実施されており、内15か所が鳥類に関する調査です。国土交通省では1990年(平成2年)から「河川・水辺の国勢調査」を実施しており、本県の三大河川水域において野生動植物の生息状況等を調査しているほか、近年では風力発電などの開発に伴う環境影響調査が事業者により実施されています。

本県においても試験研究機関、大学などで自然環境や生物多様性に関する調査研究が実施されているほか、自然環境保全地域及び候補地、鳥獣保護区などでも各種調査やモニタリング調査が行われているので、これらの調査・研究を継続します。

また、本県の生物多様性を保全するためには、これらの調査・研究で得られたデータを管理し、必要に応じて施策に結びつけていく必要があります。そのため、試験研究機関等と連携を図りながら、情報収集・整理を行える専門知識を持つ人材育成に努めるとともに、情報を管理する仕組みの構築に向けて検討します。さらに、本県の生物多様性の保全に関する業務を一括して推進していく組織を新設するため、その可能性について検討します。

（３）環境教育・環境学習の推進

生物多様性の保全に関しては、きわめて長期にわたる取組が必要であり、未来に受け継いでいかなければならない課題です。そのためには、子どもの頃から地域の自然に親しみ、理解する習慣を身に付けることが重要と考えられます。

本県の学校現場においても理科を中心として、地域の特色を活かしながら、生物多様性や生態系に関する教育を今後も継続して行います。さらに、教育等促進法に基づき「秋田県環境教育等に関する行動計画を策定」し、各種の環境教育・環境学習を推進します。

また、既存の「環境と文化のむら」、「各ビジターセンター」、「世界遺産センター」、「野生鳥獣センター」などの普及啓発施設における自然観察会などの活動を継続して実施するほか、その利用を促進させるための広報活動の充実を図ります。さらに、こうした学習の場となる自然公園施設や学習施設の整備を促進します。



環境と文化のむら（五城目町）

（４）人材の確保・育成

生物多様性の保全に関する教育や普及啓発活動を推進させるためには、幅広い知識や経験を有する人材が必要です。そのため、教育・試験研究機関、大学、専門家等と連携を図りながら、生物多様性の保全活動の核となる人材の育成に努めます。

また、次世代を担う年齢層への環境教育の必要性は高く、効果も大きいことから、環境教育の推進役が期待される人材のスキルアップを図るための研修を継続するとともに、その人材の能力が有効に発揮されるような仕組みづくりを進めます。

コラム 23

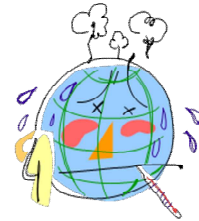
「秋田県森の案内人協議会」の活動紹介

多くの人びとが森林に親しむことを通じ、森林や林業について理解を深めてもらうため、森林・林業体験や学習活動を支援する秋田県認定の「森の案内人」制度が誕生しました。1997年（平成9年）から森林・林業体験や学習活動を支援する指導的人材として、全県で組織的に活動をしています。



5 地球温暖化対策

地球温暖化などの環境問題は、国境を越えた地球規模の広がりをみせています。地球規模の環境の危機を反映し、SDGs（持続可能な開発目標）を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や「パリ協定」の採択など、世界が脱炭素社会に向けて大きな転換期を迎えています。



本県では、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、2011年(平成23年)に「秋田県地球温暖化対策推進条例」を制定しました。県民、事業者、県及び旅行者などの責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策推進計画の策定や再生可能エネルギーの利用、森林吸収源対策など、本県の特性を踏まえた地球温暖化対策を定めています。

また、条例では事業者の自主的かつ積極的な地球温暖化対策を促進するため、一定規模以上の事業者に、事業活動に伴う温室効果ガス排出抑制のための計画書及び実績報告書の提出を義務づけ、提出された計画書等を県が公表する「計画書制度」を導入しました。

2017年(平成29年)に策定した「第2次秋田県地球温暖化対策推進計画」では、2030年度(令和12年度)の目標年度における温室効果ガスの排出量を、基準年2013年度(平成25年度)比で26%削減して8,037千トン-CO₂(二酸化炭素換算)としています。今後も「省エネルギー対策」、「省エネ以外の排出抑制等対策」、「再生可能エネルギー等の導入」、「森林吸収量の確保」、「環境教育・学習の推進」などについて重点的に取り組むほか、「ストップ・ザ・温暖化あきた県民会議」による官民一体の行動により、県民運動や普及啓発活動を推進します。

なお、本県においても北限種の植物や昆虫類の分布域の北上、湿原の乾燥化の進行と植生の変化、農作物に対する影響など、地球温暖化の影響と推測される事象が各方面から指摘され始めています。したがって、地球温暖化が本県の生物多様性に与える様々な影響や予測される被害、回避・軽減するための適応策として、バイオマス資源の利活用や二酸化炭素を吸収する森林の保全・整備などについて、広く県民に周知します。

6 生物多様性に関連するその他の取組

(1) 循環型社会の形成に向けた取組

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会は、天然資源の枯渇、大規模な資源採取による自然破壊や温室効果ガスの排出による地球温暖化など、様々な環境問題を引き起こしてきました。そのため、従来の環境への負荷が大きい経済社会を見直し、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」の形成に向けた取組が進められています。



本県が有するバイオマスなどの貴重な資源やリサイクル関連技術を最大限活用して、県民総参加による循環型社会の形成への取組を推進するため、2007年(平成19年)に「第1次秋田県循環型社会形成推進基本計画」を策定し、以降、第2次計画及び第3次計画と改定を重ねました。

県では、引き続き3R(リユース、リデュース、リサイクル)の普及啓発、環境教育への支援、不法投棄の未然防止及び環境・リサイクル産業の集積促進など、多岐にわたる循環型社会の形成と廃棄物の適正処理に関する取組を推進します。

(2) 水と緑の保全と創造に向けた取組

県民が安らぎとゆとりを持って自然と共生できるように、本県の「水と緑」をより豊かに創造しながら、次の世代に引き継いでいくことを目的として、2002年(平成14年)に「秋田県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」(愛称：水と緑の条例)を制定しました。

県では、この条例に基づき、様々な施策を総合的かつ計画的に推進するため、2004年(平成16年)に『秋田県「水と緑」の基本計画』を策定しました。その後、2009年(平成21年)と2014年(平成26年)に改定を行い、2019年(令和元年)に一部改定をしております。

森・川・海における多様な自然環境を、人の活動との調和を図りながら、体系的に保全及び創造し、人と自然とが共生できる環境を創り出すことを目標とし、市町村はもとより、県民・事業者・市町村等との綿密な連携・協働のもと各種取組を推進します。

(3) 海岸漂着物等の発生抑制に向けた取組

海岸漂着物等は、海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全を図る上で深刻な影響を及ぼすことから、2009年(平成21年)に「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に係る法律」が公布・施行されました。



本県には約264kmの海岸線があり、白砂青松の浜辺、ダイナミックな岩礁などを有し、美しい自然景観を呈する地域の観光資源として親しまれています。

しかしながら、年間を通じて大量のごみが漂着しており、海岸の景観や環境、地域産業などへ悪影響を及ぼす深刻な問題となっています。

県では、こうした状況を踏まえ、海岸漂着物等の対策を総合的かつ効果的に推進するため「秋田県海岸漂着物等対策推進地域計画」を策定しており、今後も県民・事業者・市町村等の各主体と相互に協力しながら、その処理対策を推進します。

(4) 環境教育の推進に向けた取組

本県の豊かで美しい自然を保全するためには、その基盤となる県民の環境保全活動や環境教育の推進が重要です。県では「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」や2012年(平成24年)に閣議決定された「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」を踏まえ、2014年(平成26年)に「秋田県環境教育等に関する行動計画」を策定し、環境保全活動や環境教育等の推進、県民運動などを展開してきました。

2020年度(令和2年度)が計画期間の最終年度となることから、これまでの取組を総括するとともに、国の基本方針を踏まえ、2021年(令和3年)3月に「第2次秋田県環境教育等に関する行動計画」を策定し、今後とも各主体が互いに連携・協力しながら環境保全活動や環境教育等を体系的に推進します。

コラム 24

生物多様性地域戦略と関連する事業計画

秋田県生物多様性地域戦略は「生物多様性基本法」に基づき策定し、その方向性は生物多様性国家戦略に準じています。また、秋田県環境基本計画を上位計画として、他の事業計画との整合性を図りながら推進します。

また、将来的には市町村単位で地域の実情に応じた地域戦略の策定が期待されます。

